

制定 平成13年3月14日 市長決裁  
改定 平成26年3月28日  
改定 平成26年4月17日

## 会議の公開に関する指針

### 1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開し、市民に審議会等における審議の状況を明らかにすることにより、市民参加による市政を促進し、もって開かれた市政を実現することを目的とする。

### 2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について審査、審議、調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について意見又は助言等を聴取するため、要領等により市に設置された懇談会等

### 3 会議の公開の基準

審議会等の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、会議が次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において摂津市情報公開条例（平成5年摂津市条例第5号）第6条各号の規定に該当する情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

### 4 公開、非公開の決定

審議会等の会長は、当該会議に諮って公開、非公開を議題ごとに決定するものとする。

ただし、新たに設置される審議会等については、当該審議会等を設置する執行機関が当該審議会等の設置の目的及び審議する内容等が前記3の基準に該当するかどうかを判断し、当該審議会等の最初の会議の公開、非公開について決定するものとする。

審議会等は、会議を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

### 5 公開の方法等

審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員数に見合う傍聴席を設

けるものとする。

審議会等の会長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

## 6 会議の開催の周知

公開で行う会議の開催については、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、問い合わせ先等を所定の方法により公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。なお、会議の全部を非公開とする場合であっても、所定の方法により政策推進課へ通知するものとする。

## 7 会議録の作成

審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。なお、会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 会議の事務又は庶務を主管する課の名称
- (3) 開催日時及び場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の結果
- (6) 審議経過
- (7) その他必要な事項

## 8 会議録の閲覧作成

審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

## 9 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年度1回公表するものとする。